

# 福岡県 農業経営支援策活用ガイド

令和8年4月

福岡県 農林水産部

## ◎事業区分について

- 補助・交付金 . . . . 補助事業又は交付金による支援
- 出 資 . . . . 出資による支援
- 融 資 . . . . 融資による支援
- 税 制 . . . . 税制措置による支援
- そ の 他 . . . . その他の支援

## ◎利用区分について

- 個 人 . . . . 個人農家向け支援策
- 法 人 . . . . 農業法人向け支援策
- 集落営農 . . . . 集落営農組織向けの支援策
- 地 域 . . . . 地域での取組への支援策

原油価格・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者等への福岡県の支援制度は、こちらからご覧になれます。(福岡県庁 HP)

[URL] <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiensaku20220608.html>



農林水産省が発行した「農業経営支援策活用カタログ」は、こちらからご覧になれます。

[URL] [https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_pamph/180529.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html)



### ご利用に当たっての留意点

☆本ガイドブックの内容は、令和8年4月1日時点の内容です。今後、内容等に変更があり得ることをあらかじめご承知ください。

☆事業ごとに、申請時期や利用期間などが異なります。事業内容や利用方法の詳細は、事業ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認ください。

お問い合わせ先については、巻末に「お問い合わせ先一覧」を掲載しております。

# 目 次

No	取 組 内 容	事業区分	利用区分				ページ
			個人	法人	集落営農	地域	
<b>1. 「人材」の育成・確保、「経営力」の発展・強化</b>							
1	新たに農業を始めたい	その他	○				P1
2	農林漁業法人等に就業したい	その他	○	○			P2
3	新たな人材を確保したい						
4	中山間地域の農業経営力を強化したい	補助・交付金	○	○			P3
5	農業の基礎を学びたい	その他	○				P4
6	大型特殊自動車免許（農耕用に限る）等を取得したい	その他	○				P5
7	農業経営を発展させたい	その他	○	○	○	○	P6
		その他	○	○			P7
		その他	○	○	○		P8
		補助・交付金	○	○	○		P8
8	起業や経営にチャレンジしたい（女性農林漁業者）	その他	○				P9
9	新品目にチャレンジしたい（女性農業者）	補助・交付金	○	○			P10
10	農福連携に取り組みたい	その他	○	○			P11, 12
11	若い農業者のネットワークを広げたい	その他	○				P13
<b>2. 「生産力」の強化</b>							
12	農地や農業水利施設等の基盤整備をしたい	補助・交付金		○	○	○	P14
13	農地の水はけをよくしたい	補助・交付金		○	○	○	P15
14	農地の区画を拡大したい	補助・交付金	○	○	○		P16
		補助・交付金	○	○	○	○	P17
15	農地を集約したい	補助・交付金				○	P18
16	米粉用米の生産を拡大したい	補助・交付金	○	○	○	○	P19
17	農業機械等を新たに導入したい（水田）	補助・交付金	○	○	○		P20, 21
18	スマート農業機械を導入したい（水田）	補助・交付金	○	○	○		P22
19	スマート農業機械を導入したい（園芸）	補助・交付金	○	○			P23
20	選果場等の共同利用施設を整備したい	補助・交付金	○	○			○
21	ハウス等の園芸施設を整備・補修したい						
22	省力機械を導入したい、経営規模を拡大したい（園芸）						
23	施設園芸の燃油コストを削減したい						
24	物流を効率化したい（園芸）	補助・交付金				○	P25
25	高温対策に必要な施設・機械を導入したい（園芸）	補助・交付金	○	○			P26
26	果樹園の改植・新植、園地整備を行いたい	補助・交付金	○			○	P27
27	需要に応じた茶を栽培したい	補助・交付金	○	○			P28
28	安定した畜産・酪農経営に取り組みたい	補助・交付金	○	○			P29, 30
29	飼料作物の生産・利用を拡大したい	補助・交付金	○	○			P31
30	特用林産物（たけのこ、きのこ）生産に関する機械・設備を導入したい	補助・交付金		○	○		P32

## 目 次 (つづき)

No	取 組 内 容	事業区分	利用区分				ページ
			個人	法人	集落 営農	地域	
<b>3. その他</b>							
31	6次産業化に取り組みたい	補助・交付金	○	○		○	P24
		補助・交付金	○	○			P33
32	環境にやさしい農業に取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	○	P34, 35
		その他	○	○			P36, 37
		補助・交付金	○	○			P38
		その他	○	○			P39
33	中山間地域等での農業生産活動を継続させたい	補助・交付金	○	○	○	○	P40, 41
34	中山間地域での共同活動を支援してほしい	その他				○	P42, 43
35	野生鳥獣による農作物被害を防ぎたい	補助・交付金				○	P44
36	農泊の受入れ体制の充実強化を図りたい	補助・交付金				○	P45
37	農業用機械・施設の整備等に必要な資金を借りたい	融資	○	○	○		P46, 47
38	<収入保険>自然災害等の収入減に備えたい	その他	○	○			P48, 49
39	野菜の価格低下に備えたい	補助・交付金	○	○		○	P50
「お問い合わせ先」一覧（農林事務所・普及指導センター）							P51, 52

## 1

## 新たに農業を始めたい

就農を希望される方の相談を受け付けます

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、ご相談を受け付けています。

【対象となる方】

新規就農希望者

【支援内容】

- ・福岡県就農支援センター、地域の普及指導センター、市町村の各窓口で、相談・お問い合わせ内容に応じて、利用できる研修制度や支援制度などを紹介します。
- ・また、県のHP「農業せんね！福岡で」では、就農相談会の情報、福岡の農業の概要や就農までのみちすじをまとめた「農業はじめてガイド」など、就農に向けて役に立つ情報を掲載しています。



【「農業せんね！福岡で」ページ画面】



二次元コード  
[URL]

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/site/nougousenne/>

【お問い合わせ先】

- ・福岡県就農支援センター（福岡県農業振興推進機構内／TEL：092-716-8355）
- ・就農希望地を所管する普及指導センター
- ・就農希望地の市町村
- ・経営技術支援課 後継人材育成室（TEL：092-643-3495）

- 2 農林漁業法人等に就業したい
- 3 新たな人材を確保したい

## 福岡県農林漁業就業マッチングセンターによる無料職業紹介

<若者の農林漁業参入定着支援事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

雇用就業希望者、求人を行いたい農林漁業法人等

【支援内容】

- ・農林漁業で働きたい雇用就業希望者（求職者）と人材を確保したい農林漁業法人等（求人者）をつなぐ「福岡県農林漁業就業マッチングセンター」を設置しています。求職者に対し希望に沿った求人情報を提案するとともに、円滑な就業定着に結びつけるため、斡旋前に求職者と面談し、農林漁業に対する相談対応や心構えを確認します。
- ・併せて、より効果的な職業斡旋を実施するため、インターネット上で農林漁業の求人・求職登録や求人情報を検索できる、「ふくおかで農林漁業！就職応援サイト」を運営しています。

【お問い合わせ先】

- ・経営技術支援課後継人材育成室（TEL：092-643-3495）
- ・ふくおかで農林漁業！就職応援サイト



二次元コード

【URL】 <https://f-nouringyo.jp/>

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・雇用就農資金

中山間地域における薬用作物栽培の取り組みを支援します

<薬用作物の産地化を通じた中山間地域振興事業>

<中山間地域の新たな収入源確保対策事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は5月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

薬用作物の栽培に新規で取り組まれる方や、今まで活用していなかったクヌギの樹皮等の資源を新規で出荷される方（生産者団体、生産者）

※薬用作物は、製薬会社等との直接取引を通じ、生薬の原料となるため、製薬会社等の定めた農薬使用量や施肥量、乾燥条件などの基準に沿うように生産し、記録を残す必要があります。

※補助対象となるには、出荷先となる製薬会社等との契約が必要です。

【支援内容】

- ① 新規作付に必要な土壌改良や資材整備等にかかる経費や、未利用資源の出荷に必要な機械のリース料等にかかる経費の一部を支援します。
- ② 生産効率化のために必要な機械（収穫機等）の導入を支援します。

<補助率>

- ① 定額：生薬用赤シソ：59 千円／10a、  
シャクヤクやカノコソウ、ミシマサイコ等の県が推進する品目：87 千円／10a
- ② 1／2以内

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農山村振興課、農山村・農業振興課）
- ・農山漁村振興課 中山間地域振興係（TEL：092-643-3503）

## 営農基礎力強化研修を開催します

&lt;担い手支援体制強化事業&gt;

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

詳細は、最寄りの普及指導センターまでお問い合わせください。

【対象となる方】

就農3年未満の新規就農者等

【支援内容】

各普及指導センターが農業の基本的な事項に関する講座を開催し、新規就農者の早期の経営確立を支援します。

※講座の内容、対象者、募集期間等は、普及指導センターごとに異なります。

【お問い合わせ先】

- ・ 就農地を所管する普及指導センター
- ・ 経営技術支援課 後継人材育成室（TEL：092-643-3495）

## トラクター研修を開催します

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

詳細は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

【対象となる方】

次の県内在住の方

- ・ 農業者
- ・ 農業法人等が雇用する農業従事者

【支援内容】

- ・ 大型特殊自動車免許（農耕用に限る）を取得するための研修を実施します。
  - ・ 研修最終日に免許試験場で受験します。
  - ・ 研修（試験）場所
    - ①福岡県農業大学校内トラクター運転練習場
    - ②筑豊自動車運転免許試験場
- ※内容は変更されることがあります。

【お問い合わせ先】

- ・ 経営技術支援課 生産資材係（TEL：092-643-3572）

農業経営コンサルタントを派遣します  
(経営の安定・発展、法人化・経営継承支援)

<農業経営・就農サポート推進事業 コンサルタント派遣>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】  
随時、お問い合わせを受け付けます。

【対象となる方】  
認定農業者等



【支援内容】

- ・ 個別農家、法人が行う新たな経営戦略の立案、実践に必要な分野の専門家（法人経営者、税理士、社会保険労務士、司法書士等）を派遣します。
- ・ 専門家の支援を受けたい方は、最寄りの普及指導センターにご相談ください。相談料は無料です。

【お問い合わせ先】

- ・ 最寄りの普及指導センター
- ・ 経営技術支援課 普及企画係（TEL:092-643-3494）

## 経営課題を解決するための短期講座を開催します

<ふくおか農業トップランナーキャリアアップ講座>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

受講申込は6月からの予定です。

詳細は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

【対象となる方】

ビジネスプランの策定や経営課題の解決手法の習得を希望する農業経営体



講座受講の様子（イメージ）

【支援内容】

本県農業をけん引するトップランナーとなる優れた経営者を育成するため、具体的な経営課題の解決手法の習得等につながる短期講座※を開催します。

※ 講座内容：ビジネスプラン策定、農業DX・スマート農業、人材育成、加工技術、ユニバーサル農業、等

【お問い合わせ先】

- ・ 経営技術支援課（農業革新支援センター）（TEL:092-925-2712）
- ・ 経営技術支援課 普及企画係（TEL:092-643-3494）

## 企業型経営への転換を支援します

<強い農業構造確立推進費>

### <経営判断能力の向上支援>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

詳細は、経営技術支援課までお問い合わせください。

【対象となる方】

規模拡大等により企業型経営への転換を図る農業経営体

【支援内容】

持続的な農業生産を担う「企業型経営体」を育成するため、経営判断能力を高める短期講座を開催します。

【お問い合わせ先】

経営技術支援課 普及企画係（TEL:092-643-3494）

### <施設・機械の導入支援>

【事業区分】 **補助**・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

令和8年度実施分の申請は受付を終了しております。

次年度以降の希望等は最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

上記研修会を受講し、規模模拡大等により企業型経営への転換を図る農業経営体（企業型経営体への転換に向け、売上が現状より1千万円以上増額し、3千万円以上となる経営計画（5ヵ年）の策定が必要です。）

【支援内容】

企業型経営への転換に必要な機械、施設導入に要する経費を助成

<補助率>

- ・ 1 / 2 以内
- ・ 補助上限 10,000 千円 / 件

【お問い合わせ先】

- ・ 最寄りの市町村
- ・ 最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・ 水田農業振興課 農産振興係（TEL:092-643-3472）

## 女性農林漁業者の起業を支援します

## ＜女性農林漁業者の起業活動支援事業＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

女性農林漁業者

【支援内容】

顧客ニーズに合わせた商品コンセプトや労務管理の見直し等、個別課題解決のための専門家を派遣します。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの普及指導センター
- ・経営技術支援課 普及企画係（TEL：092-643-3494）

## 女性農業者の新品目導入を支援します

&lt;女性認定農業者育成事業&gt;

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

女性農業者

（ 当該年度または翌年度に認定農業者になること  
事業計画が審査会において認められたものであること ）

【支援内容】

新たな品目を導入する際に、必要な資材費等を支援します。

<補助率>

対象事業費の1 / 2以内（補助額は1事業計画あたり100万円以内）

<補助対象経費>

新たな品目を導入する際に、必要な資材等に係る経費（肥料費、種苗費等）

※個別にご相談ください。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・経営技術支援課 普及企画係（TEL：092-643-3494）

農業者のための農福連携につながる講座を開催します

<農福連携支援事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

募集時期は6月～7月頃です。

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

農業者、農業団体等

【支援内容】

ふくおか農業トップランナーキャリアアップ講座において、ユニバーサル農業の実践に向けた、農作業の細分化の方法や仕事の割り当て方、5Sなど働きやすい環境をつくるための手法・知識を学ぶための講座を開催します。

【お問い合わせ先】

・経営技術支援課 普及企画係（TEL：092-643-3494）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

・農山漁村振興交付金

## 障がいのある方の直接雇用を支援します

### <農業分野における障がい者直接雇用推進費>

#### <障がい者直接雇用実証委託>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

#### 【申請時期（期間）・利用時期等】

詳細は、経営技術支援課までお問い合わせください。

#### 【対象となる方】

農福連携の取組経験があり、障害のある方の直接雇用を目指す農業経営体

#### 【支援内容】

障がいのある方を直接雇用し、課題の確認を行う実証試験の実施

#### <直接雇用に向けた環境づくり>

【事業区分】 **補助**・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

#### 【申請時期（期間）・利用時期等】

詳細は、経営技術支援課までお問い合わせください。

#### 【対象となる方】

上記、障がい者の直接雇用実証に取り組み、障がい者雇用計画を作成する農業経営体（実証実施の翌年度も直接雇用を継続する必要があります。）

#### 【支援内容】

障がいのある方が作業しやすい作業環境改善等に要する経費を助成

##### <補助率>

- ・対象補助事業費の1／2以内
- ・補助上限は1,000千円／件

#### 【お問い合わせ先】

- ・経営技術支援課 普及企画係（TEL：092-643-3494）

農業青年クラブへの加入により、様々な活動ができます

<若い農業者育成対策事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

20～30代の農業者

（地域の農業青年クラブにより年齢制限が異なります。）



【支援内容】

- ・農業青年クラブは、日本の農業を背負っていく若手農業者を中心とした組織であり、地域ごとに勉強会や交流会等の活動を行っています。
- ・農業青年クラブは以下の4つの信条を掲げ、通称「4Hクラブ」と呼ばれます。

- ・農業の改良と生活の改善に役立つ腕（Hands）を磨く
- ・科学的に物を考えることのできる頭（Head）の訓練をする
- ・誠実で友情に富む心（Heart）を培う
- ・楽しく暮らし、元気で働くための健康（Health）を増進する

- ・地域の若手農業者と交流を深めることはもちろん、県内全域のクラブ員が集まっての交流会や意見交換の場もあり、広いつながりをもつことができます。

【お問い合わせ先】

- ・就農地を所管する普及指導センター
- ・経営技術支援課 後継人材育成室（TEL：092-643-3495）

整備に係る事業費の一部を補助します

<農村環境整備事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

農業者

【支援内容】

- ・福岡県では、市町村、土地改良区等が事業主体として行う小規模な整備で1年以内の工事期間でできるほ場の整備をはじめ、水路、農道、ため池、暗渠排水等の整備に対して補助しています。

<補助率（当該事業費に対する割合）>

- ・ため池 県費：50%以内、市町村費：10%以上
- ・ため池以外 県費：40%以内、市町村費：10%以上



排水路



農道（舗装工）

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所 農村整備第一課計画係  
（八幡農林事務所の窓口は農村整備課管理・計画係）
- ・農村森林整備課 農村整備係（TEL：092-643-3511）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村地域整備交付金 等

## 13 農地の水はけをよくしたい

あんきよ  
暗渠排水工事に係る事業費の一部を助成します

<暗渠排水促進支援事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

農業者

【支援内容】

- ・国庫補助事業である「農地耕作条件改善事業」を活用して、暗渠排水工事を定額助成で実施する場合に、国の定額助成分を超えて要した工事費に対して10aあたり1万円を上限に助成します。

※助成を受けるには、国庫補助事業で施工した暗渠排水工事に加えて、弾丸暗渠や額縁明渠等の排水対策を実施することが必要です。

### 排水対策の例



弾丸暗渠



額縁明渠



播種同時うね立て



心土破碎

※排水対策は計画の承認を受け、暗渠排水工事の翌年度までに施工する必要があります

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所 農村整備第一課計画係  
(八幡農林事務所の窓口は農村整備課管理・計画係)
- ・農村森林整備課 農村整備係 (TEL: 092-643-3511)

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・農地耕作条件改善事業

## 14 農地の区画を拡大したい

### 農地の区画拡大を支援します

<農地の大区画化・集約化推進費>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

地域計画の目標地図に位置付けられた個別大規模農家、集落営農法人、認定農業者等

【支援内容】

- ・農地の区画拡大に必要な畦畔除去、給排水の再設備、進入路の再整備等の簡易な整備に要する経費を助成します。

<交付単価>

- ・畦畔除去等の簡易な整備に対し、10aあたり50千円以内

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・水田農業振興課 農村集落係（TEL：092-643-3474）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・農地耕作条件改善事業

## 農地の区画拡大を支援します

<大区画化等加速化支援事業>

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせ受け付けています。

【対象となる方】

- ・ 農業者

【支援内容】

- ・ 農地の区画拡大（畦畔除去を含む）と併せて、暗渠排水等の簡易な整備に要する経費を定額助成します。

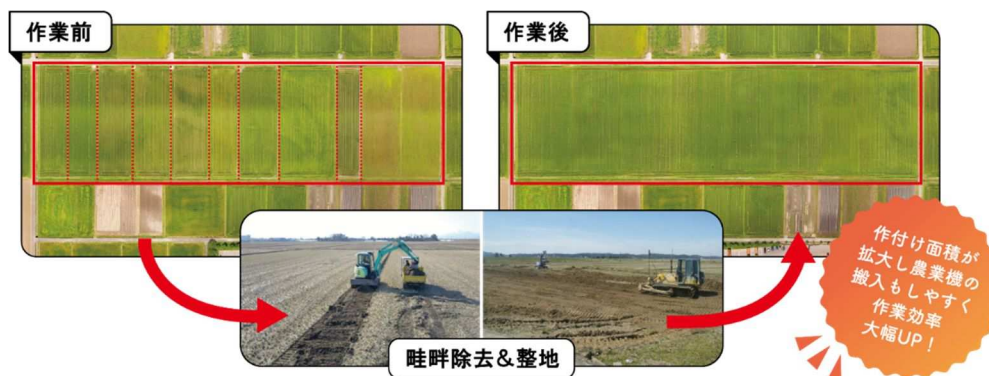
<助成単価（通常の場合）>

区画拡大(畦畔除去+整地) 6(7)万円/10a、畦畔除去のみ 4(4)万円/100m

暗渠排水 13.5(18)万円/10a 等

※上記は農業者施工の単価、括弧書きは委託施工の単価。

なお、地形条件や集約化、大区画化の程度により助成単価が引き上げられる場合があります。



【お問い合わせ先】

- ・ 最寄りの農林事務所 農村整備第一課計画係  
（八幡農林事務所の窓口は農村整備課管理・計画係）
- ・ 福岡県大区画化等推進協議会(事務局：水土里ネット福岡 TEL:092-642-1890)
- ・ 農村森林整備課農村整備係 （TEL:092-643-3511）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・ 農地耕作条件改善事業

## 15 農地を集約したい

### 農地を集約を支援します

<未来の農業をつくる構造転換緊急プロジェクト>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は例年6月～10月です。

詳細は最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる地域】

地域計画が策定されている地域

【支援内容】

- ・国庫事業の農地集約化促進事業を活用し、農地の集約化に取り組む地域に対して、同額の支援金を交付

団地面積割合	国交付単価	県交付単価	合計
10ポイント増	1万円/10a	1万円/10a	2万円/10a
20ポイント増	3万円/10a	3万円/10a	6万円/10a

※交付対象農地：新たに団地化した面積

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・水田農業振興課 農村集落係（TEL：092-643-3474）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・農地集約化促進事業

## 米粉用米の生産拡大を支援します

## &lt;米粉用米の生産拡大支援&gt;

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、4月～5月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

販売農家、農地所有適格法人、集落営農組織、地域農業再生協議会

【支援内容の紹介】

米粉用米の生産拡大に取り組む生産者に対して、生産に係る経費を支援します。

<交付単価>

(1) 生産者支援

- ・米粉用米の前年度からの拡大面積に対して、10aあたり4千円以内
- ・都道府県連携型助成により、国が県と同額（10aあたり4千円以内）を追加で支援します。

(2) 事務費（地域農業再生協議会）

- ・生産者への振込手数料

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・水田農業振興課 水田農業経営係（TEL：092-643-3473）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）

## 17 農業機械等を新たに導入したい（水田）

### 高性能農業機械の導入を支援します（水田農業）

#### <水田農業担い手機械導入支援事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

8月に次年度の要望を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

認定農業者、農地所有適格法人、集落営農組織

【支援内容】

・水田農業において、農作業の集約化、生産コスト低減、生産規模の拡大に取り組む担い手に対して、高性能農業機械導入・改修への支援を行います。

<補助率>

機械導入費に対して、

- ・県が1／3以内
- ・市町村が1／6以上

<補助対象となる機械>

田植機、トラクター、コンバイン 等

※個別にご相談ください



【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・水田農業振興課 農産振興係（TEL：092-643-3472）

【同様の支援を受けられる国の事業】

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・集落営農連携促進等事業
- ・産地生産基盤パワーアップ事業

## 農地の集約に必要な農業機械の導入を支援します

### <未来の農業をつくる構造転換緊急プロジェクト>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

#### 【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は例年2月～3月です。

詳細は最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

#### 【対象となる方】

・以下の3つを満たす農業者

- ① 地域計画における現状の経営面積が15ha未満
- ② 地域計画における将来の経営面積が15ha以上（市町村が確実であると認める場合を含む）
- ③ 国庫事業に採択されていること

#### 【支援内容】

・国庫事業の補助率3／10以内に対して、同額を県費で上乗せ支援

##### <補助率>

- ・3／10以内  
（国庫事業と合わせると、6／10以内）

##### <補助対象となる機械>

田植機、トラクター、コンバイン 等

#### 【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・水田農業振興課 農村集落係（TEL：092-643-3474）

#### 【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・農地利用効率化等支援事業

## スマート農業機械の導入を支援します（水田農業）

&lt;水田農業DX推進事業&gt;

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

## 【申請時期（期間）・利用時期等】

令和8年度実施分の申請は受付を終了しております。

次年度以降の要望等は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

## 【対象となる方】

認定農業者、農地所有適格法人、集落営農組織

## 【支援内容】

- ・水田農業において、デジタル技術の活用により生産管理の効率化に取り組む担い手に対して、スマート農業機械の導入への支援を行います。

## &lt;補助率&gt;

機械導入費に対して、

- ・県が1／3以内
- ・市町村が1／6以上



## &lt;補助対象となる機械&gt;

ロボット田植機、ロボットトラクター、ロボットコンバイン、農業用ドローン 等  
 ※個別にご相談ください

## 【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・水田農業振興課 農産振興係（TEL：092-643-3472）

## 【同様の支援を受けられる国の事業】

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・集落営農連携促進等事業
- ・産地生産基盤パワーアップ事業

生産・流通施設・機械等の導入を支援します（園芸農業）

<園芸農業DX推進事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

令和8年度実施分の申請は受付を終了しております。

次年度以降の要望等は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

営農集団、認定農業者、農協等

【支援内容】

- ・物価高騰の影響による生産コストの上昇に対応するため、生産現場や流通販売先の様々なデジタルデータを活用した園芸版DXを推進します。
- ・デジタルデータの共有・活用により省力化や収量向上等に取り組む園芸産地に対し、スマート農業機械設備の導入経費を助成します。
- ・総合環境制御システム、生産情報集約システム、ロボット栽培管理機、栽培管理用ドローン、GPSオートステアリング、自動運搬車、アシストスーツ、GPS基地局整備、集出荷貯蔵施設用運搬車等の高性能省力機械の導入を支援します。
- ・通い容器、流通・品質管理システム、自動選別・加工用機械等の流通・加工施設の整備を支援します。

<補助率> 1 / 2 以内

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・園芸振興課 野菜係（TEL：092-643-3488）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・強い農業づくり総合支援交付金

- 20 選果場等の共同利用施設を整備したい
- 21 ハウス等の園芸施設を整備・補修したい
- 22 省力機械を導入したい、経営規模を拡大したい（園芸）
- 23 施設園芸の燃油コストを削減したい
- 31 6次産業化に取り組みたい

## 生産・流通施設等の導入を支援します

<活力ある高収益型園芸産地育成事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

8月に次年度の要望を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

営農集団、認定農業者等

【支援内容】

- ・各地域における振興品目の産地強化に必要な生産・流通施設等の整備を支援します。
- ・中山間地域の特性を活かした園芸農業の振興に必要な生産・流通施設等の整備を支援します。
- ・燃油削減等の省エネルギー化を進めるために必要な生産施設等の整備を支援します。
- ・雇用労力を活用し、一定規模以上の経営面積を実現するために必要な生産・流通加工施設等の整備を支援します。
- ・6次産業化の取組に必要な生産・流通加工施設等の整備を支援します。
- ・高温期の栽培環境の改善を図るために必要な資材の導入を支援します。
- ・法定耐用年数を超過したハウスや果樹棚等の改修、補強を支援します。
- ・果樹の優良品種への改植等に伴う省力機械や果樹棚等の整備を支援します。

<補助率> 1/2 または 1/3 以内

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・園芸振興課 野菜係（TEL：092-643-3488）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・農山漁村振興交付金

## 24 物流を効率化したい（園芸）

### 青果物輸送のパレット化を支援します

＜青果物のストックポイントを活用した新たな流通体制構築事業＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、申請を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

農業協同組合

【支援内容】

- ・ 県産青果物の輸送力を強化するため、ストックポイントを経由する青果物輸送のパレット化を支援します。
- ・ レンタルパレット導入費のほか、パレットを活用した新たな出荷体制の構築に必要な周辺環境整備費（段ボール改修費、フォークリフト導入費等）を助成します。

＜補助率＞ 1 / 2 以内、定額

【お問い合わせ先】

- ・ 最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・ 園芸振興課 流通振興係（TEL：092-643-3486）



生産施設・機械等の導入を支援します

＜暑さに負けない！園芸対策強化事業＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期については、最寄りの農林事務所までお問合せください。

【対象となる方】

営農集団、認定農業者、農協等

【支援内容】

- ・高温の影響による園芸作物の品質・収量低下に対応するため、高温対策に必要な農業用施設や機械の導入経費を助成します。
- ・細霧冷房システム、養液冷却栽培システム、ヒートポンプ、天窓換気、換気扇・循環扇等の整備を支援します。

＜補助率＞

1／2 または 1／3

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・園芸振興課 野菜係（TEL：092-643-3488）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・強い農業づくり総合支援給付金

果樹の優良品種や省力樹形の導入、園地整備等を支援します

<果樹経営支援対策事業・未収益期間支援事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、3月、8月の予定です。

詳細は、最寄りの農業協同組合までお問い合わせください。

【対象となる方】

果樹産地構造改革計画を策定している産地の農業者等

（改植・新植は地続きで概ね2a以上、園地整備は地続きで概ね10a以上が対象）

【支援内容】

- ・農業者・産地で策定する果樹産地構造改革計画に基づき、同計画に定められた担い手が行う優良品目・品種の改植・新植、省力樹形の導入、小規模園地整備、灌水施設等の設置を行う場合に、事業費の一部を助成します。
- ・改植・新植後の幼木の栽培管理経費の一部を支援します。

①改植・新植に要する経費に対する支援（括弧内は新植の場合）

かんきつ類（慣行樹形）……………23（21）万円／10a

かんきつ類以外の主要果樹（慣行樹形）………17（15）万円／10a

なし・かき・すもも等のジョイント栽培………33（32）万円／10a

みかんの根域制限栽培……………111（108）万円／10a

ぶどう、なし、ももの根域制限栽培……………100（99）万円／10a

なし、もも、かき等のV字ジョイント栽培………73（71）万円／10a



②未収益期間の支援 22万円／10a（①と一体的に実施します）

③小規模園地整備等への支援

園内道整備、傾斜の緩和、用水・灌水施設等の整備………事業費の1／2以内を補助

④高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入支援

遮光ネット、土壌被覆資材、細霧冷房等の高温対策資機材導入：事業費の1／2以内を補助

⑤省力的樹園地への一斉改植支援

省力樹形に一斉改植した際の、成園までの間の代替園地での営農継続の取組………56万円／10a

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農業協同組合
- ・園芸振興課 果樹係（TEL：092-643-3487）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・産地生産基盤パワーアップ事業



碾茶への転換を支援します。

<世界に打って出る八女茶の生産販売強化事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期については、最寄りの農林事務所までお問合せください。

【対象となる方】

- ・茶を栽培する農業者

【支援内容】

- ・碾茶の生産転換に必要な被覆資材の導入を支援します。

<補助率> 1 / 2 以内

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・園芸振興課 特産・加工係（TEL：092-643-3489）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・持続的生産強化対策事業

## 規模拡大等に必要な施設等の整備を支援します(畜産)

## &lt;ふくおかの畜産競争力強化対策事業&gt;

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期(期間)・利用時期等】

7～8月に次年度の要望を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

畜産経営を営む個人、法人

【支援内容】

- ①飼養規模や生産量の拡大に必要な畜舎の整備や改造等の整備に支援を行います。
- ②意欲ある酪農家の省力化機械の導入や施設の長寿命化等の整備に支援を行います。
- ③暑熱ストレスの軽減に必要な畜舎の改造や設備の整備等に支援を行います。
- ④和牛繁殖農家の規模拡大に必要な畜舎の整備や改造等に支援を行います。

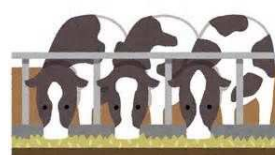
<補助率>

畜舎等の整備、改造経費及び乳牛舎の長寿命化等に対して

- ① 1/3 以内、② 1/2 以内
- ③ 1/2 以内、④ 1/2 以内

<補助対象となる施設>

- ・ 畜舎及びその付帯施設(搾乳設備、暑熱対策設備等)
  - ・ 畜舎の改造(飼槽や牛床の改修、給水器等)
  - ・ 酪農経営の省力化機械(自動給餌機等)
  - ・ 乳牛舎等の長寿命化(酪農施設の整備改修、更新等)
- ※個別にご相談ください。



【お問い合わせ先】

- ・ 最寄りの市町村
- ・ 最寄りの農林事務所(農業振興課、農山村・農業振興課)
- ・ 畜産課 大家畜係、中小家畜係 (TEL: 092-643-3497)

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、酪農経営支援総合対策事業

## 能力の高い家畜の導入や生産を支援します

<高能力牛群改良推進事業>

<ふくおかの畜産競争力強化対策事業>

<博多和牛ブランド強化対策事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

乳用牛に関しては、ふくおか県酪農業協同組合で、適宜、要望を調査しています。  
博多和牛肥育もと牛は、7～8月に次年度の要望を受け付けます。

【対象となる方】

補助メニューにより異なりますので、下記問い合わせ先にご確認ください。

【支援内容】

- ・生産性の向上や、乳用雌牛・博多和牛を増頭したい畜産農家や法人等に対して、優良な家畜の導入や生産を支援します。

<補助メニュー>

・高能力乳用牛の導入	43,000 円/頭（定額）
・暑熱耐性の高い乳牛の導入	73,000 円/頭（定額）
・乳用牛の雌雄判別精液	2,500 円/本（定額）
・暑熱耐性の高い乳用牛の精液	2,500 円/本（定額）
・乳用牛のゲノミック評価	8,000 円/回（定額）
・博多和牛肥育もと牛の導入	52,000 円/頭（定額）

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・畜産課 大家畜係（TEL：092-643-3497）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- ・肉用牛経営安定対策補完事業

## 飼料作物の生産拡大を支援します(畜産)

&lt;ふくおかの畜産競争力強化対策事業&gt;

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期(期間)・利用時期等】

7～8月に次年度の要望を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所・市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

畜産経営を営む個人、法人



【支援内容】

・飼料作物の作付拡大または利用を拡大したい畜産農家や法人等に対して、必要な機械導入への支援を行っています。

①飼料作物の作付拡大または利用の拡大に必要な機械導入。

②飼料生産組織が飼料作物を生産するために必要な機械導入。

&lt;補助率&gt;

飼料作物関係機械の購入費に対して 1 / 3 以内

※ただし、稲WC S専用収穫機等の複合作業機械は、1 / 2 以内

&lt;補助対象となる施設&gt;

飼料収穫機、飼料裁断機、稲WC S専用収穫機 等

※個別にご相談ください。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所(農業振興課、農山村・農業振興課)
- ・畜産課 大家畜係 (TEL: 092-643-3497)

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・水田活用の直接支払交付金
- ・国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業
- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

## 竹林整備や機械、設備の導入を支援します

<特用林産基盤整備事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、5月頃の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所・市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農業法人等のほか生産者で組織する任意団体（受益戸数3戸以上が要件）

【支援内容】

- ・特用林産物の生産性の向上や省力化に取り組む団体に対し、竹林整備や機械・設備の導入に対して支援を行っています。
- ・補助の対象となるものは、作業道の開設・改良、支障木竹整理、施肥、客土、竹材粉碎機、ハウス施設、椎茸乾燥機、防獣設備、小型運搬車、ほだ場の整備等。

<補助率>

作業道等整備または展示林整備は4/10以内、  
その他は3/10以内

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（林業振興課）
- ・林業振興課 林業経営係（TEL：092-643-3537）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・林業・木材産業循環成長対策交付金



客土による竹林の改良



竹材粉碎機



ハウス施設整備



ほだ場の防獣設備

## 県産農林水産物を使った6次産業化を推進します

## &lt;6次産業化発展事業&gt;

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は4月～6月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

認定農業者、県内の法人格を有する農林漁業事業体、農林漁業協同組合等

【支援内容】

・専門家の指導に基づき、商品改良を支援

<対象経費>パッケージデザイン、商品改良に必要な機器整備等

<補助率> 1/2以内（上限補助金額75万円）

※ただし、機器整備に係る上限事業費は50万円

【お問い合わせ先】

・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）

・園芸振興課 特産・加工係（TEL：092-643-3489）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

・農山漁村振興交付金

## 32 環境にやさしい農業に取り組みたい

### 環境にやさしい農業の取組を支援します

#### <環境保全型農業直接支払交付金>

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、4月～6月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

農業者の組織する団体または一定の条件を満たす農業者（個人・法人）のうち、以下の要件を満たす方

- ・『『みどりチェック』チェックシート』に記載された各取組について、確認すること
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解増進の活動等）に取り組むこと

【支援内容】

- ・化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、以下の取組のうち、いずれかを実施する必要があります。

<全国共通の取組> ※交付単価は国1/2、県1/4、市町村1/4の合計額

対象取組 (主な対象作物)	交付単価 (10a 当たり)	備考
有機農業 (水稲、野菜等)	14,000 円以内	国際水準の有機農業の取組 ※雑穀、飼料作物等は 3,000 円以内/10a ※このうち炭素貯留効果の高い有機農業を実施させる場合に限り 2,000 円を加算
堆肥の施用 <sup>注)</sup> (水稲、野菜等)	3,600 円以内	炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組 ※支援対象となるためには、C/N比 10 以上等の要件あり
緑肥の施用 <sup>注)</sup> (水稲、野菜等)	5,000 円以内	カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組
総合防除 <sup>注)</sup> (水稲、野菜等)	4,000 円以内	福岡県 I P M 実践指標の 6 割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組 ※雑穀、飼料作物等は 2,000 円以内/10a
炭の投入 (水稲、野菜等)	5,000 円以内	炭を農地へ施用(50kg 又は 500 L/10a 以上)する取組

注) 主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

### <支援対象となる取組の例>



①緑肥の施用  
カバークロープ（緑肥等）の作付  
（例：レンゲ）



②堆肥の施用  
主作物の栽培期間の前後いずれかに C/N 比の基準等を満たした堆肥を一定量以上施用



③総合防除（IPM 技術の導入）  
生物農薬使用など総合的病害虫防除技術の導入（写真は、アザミウマ（右）を捕食するスワルスキーカブリダニ（左））

### <取組拡大加算>

- ・有機農業に新たに取り組む農業者の受け入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援交付単価：4,000 円/10a

### 【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

### 【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・環境保全型農業直接支払交付金

## 環境にやさしい農業の取組を支援します

### <ふくおかエコ農産物認証制度>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、1月、7月の予定です。

詳細は、最寄りの普及指導センターまでお問い合わせください。

【対象となる方】

- 県内に住所を有する農業者またはその組織する団体のうち、以下の要件等を満たす方
- ・福岡県における化学農薬・化学肥料の慣行栽培における使用量の基準（県基準）の5割以下で栽培すること
  - ・栽培管理に対し責任を持つ栽培管理者が設置されていること
  - ・対象農産物の栽培面積が5 a以上であること

【支援内容】

- ・知事名での認定証を交付します。
- ・認証を受けた農産物（エコ農産物）のPRのためのリーフレットやポスター、のぼり等を提供します。
- ・ふくおかエコ農産物販売拡大協議会のホームページで生産情報や販売情報を公開します。
- ・各種イベント等でPRや販売できる機会を提供します。



ポスター



のぼり

# ふくおかエコ農産物の認証のしくみ



## 農産物についての情報提供

認証マーク付ラベルに記載された**認証番号**を入れて検索すると、農産物の生産者・生産履歴などを見ることができます。



パソコン・スマートフォンでご覧ください。

ふくおかエコ農産物   [www.f-ninsyou.net](http://www.f-ninsyou.net)



## 【お問い合わせ先】

- ・最寄りの普及指導センター
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係 (TEL:092-643-3571)

## GAP（農業生産工程管理）の取組を支援します

### < GAP 認証拡大推進事業 >

#### < 国際水準GAPレベルアップ支援事業 >

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、4～10月の予定です。

※詳細は、最寄りの農林事務所、食の安全・地産地消課にお問い合わせください。

【対象となる方】

- ・国際水準GAP認証制度を活用し、計画的な取組を行う生産者、生産者団体

【支援内容】

- ・国際水準GAP審査費（初回審査、維持審査）や土壌、水質、残留農薬分析費用、認証取得に必要とされる環境整備（出荷調製施設の改修等）に要する経費等

< 補助率 > 1/2以内（上限50万円）

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

#### < 国際水準GAP認証取得に向けた生産者研修 >

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、7月～12月の予定です。

詳細は、最寄りの普及指導センター、食の安全・地産地消課にお問い合わせください。

【対象となる方】

- ・GAPに取り組む生産者・生産者団体、JA営農指導員

【支援内容】

- ・国際水準GAP認証取得を進めるため、食品安全、労働安全、環境保全等について、GAP研修拠点（農業大学校等）において、実践的な研修を実施。
- ・具体的には、リスク分析に基づく作業ルールの作成、農薬保管庫の設置方法、危険箇所の把握方法等を研修。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの普及指導センター
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

# ワンヘルスの取組を実践する農林漁業者を支援します

## <福岡県ワンヘルス認証制度>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、申請を受け付けています。

福岡県ワンヘルス認証サイト（右記二次元コード）から申請を行ってください。  
Web申請が困難な場合は、書類申請も受け付けています。



【対象となる方（認証要件）】

申請者の条件：福岡県内に住所または本店を有し、以下のいずれかに該当する者。

- (1) 農林水産業を営む者（JA等生産者団体、生産者集団を含む）
- (2) 農林水産物を原材料とした製品を製造または加工する者
- (3) 主に県内の農林水産物等を直売する組織または集団

認証要件：原則として、県内で生産される農林水産物等であり、福岡県ワンヘルス推進行動計画の基本方針に基づき設定される取組事項のうち、2つ以上を実践し、そのうち必ず1つは、「生態系の保全」、「温暖化の防止」、「安全安心な食の提供」、「環境負荷の低減」の生産に係る取組を実践すること。

【支援内容】

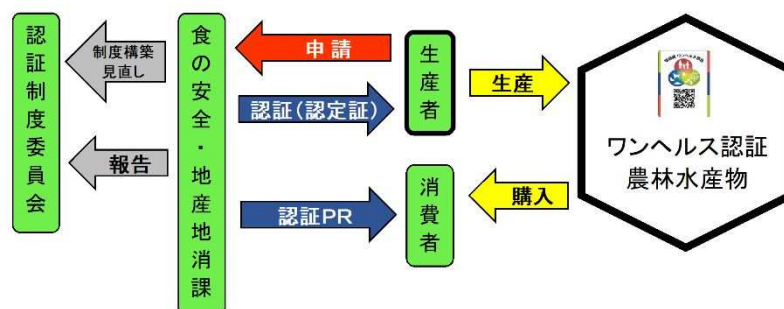
- ・知事名での認定証を交付します。
- ・認証を受けた農林水産物に、認証マークを表示できます。
- ・ワンヘルス認証サイト「紹介ページ」でPRが可能です。
- ・ワンヘルス認証サイト「商談用プラットフォーム」を通して、ワンヘルス宣言事業者と飲食店や企業内食堂等の取引促進を図ることができます。



認証マーク

※ワンヘルス宣言事業者登録制度：ワンヘルスの理念に基づいた活動を行う旨を宣言した県内事業者等を登録する制度

### <認証のしくみ>



【お問い合わせ先】

- ・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

## 中山間地域での農業生産活動の継続を支援します

&lt; 中山間地域等直接支払交付金 &gt;

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請期限は、6月末日までです。

【対象となる方】

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

【支援内容】

- ・農業生産条件の不利な中山間地域等において、農地を5年間維持・管理する農業者等に対し、国、県、市町村が連携し、農地の地目、傾斜度に応じて、一定額を交付します。

## 1. 対象地域・対象農用地

支援対象となる農地は、指定地域及び特認地域の農振農用地区域内かつ地域計画区域内において、傾斜等により農業生産条件が不利な一団の農振農用地です。

- ・本県における指定地域とは、地域振興法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法）、棚田地域振興法の指定を受けた地域をいいます。
- ・また、特認地域とは、指定地域に準ずる地域として知事が定める基準（指定地域に地理的に隣接する農地等）に該当する地域をいいます。

## 2. 交付要件

支援を受けるためには、集落等を単位として農地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、以下の取組を実施する必要があります。

- ・耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動、周辺林地の管理、景観作物の作付等
- ※上記の取組と合わせて、ネットワーク化活動計画（農業生産活動等の継のためのサポート体制）を作成する場合は、交付単価の10割を交付。作成しない場合は、8割を交付。



耕作放棄地の発生防止



農道の管理活動

### 3. 交付単価

地目	区分	単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20 以上)	21,000
	緩傾斜 (1/100 以上)	8,000
畑	急傾斜 (15° 以上)	11,500
	緩傾斜 (8° 以上)	3,500

### 4. 加算措置

下記の取組を行う場合は、加算措置を受けることができます。

- (1) 棚田地域振興活動加算 【加算額：急傾斜 10,000 円/10a、  
超急傾斜 14,000 円/10a】  
認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合
- (2) 超急傾斜農地保全管理加算 【加算額：6,000 円/10a】  
超急傾斜地（田：1/10 以上、畑：20 度以上）の農地について、その保全等の取組を行う場合
- (3) ネットワーク化加算 【加算額：最大 10,000 円/10a】  
複数の集落協定間でのネットワーク化や統合等を行ったうえで、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合
- (4) スマート農業加算 【加算額：5,000 円/10a】  
スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合

#### 【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所(農山村振興課、農山村・農業振興課)
- ・農山漁村振興課 中山間地域振興係 (TEL:092-643-3503)

#### 【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・中山間地域等直接支払交付金

サポーターによる中山間地域での共同活動を支援します

＜中山間応援サポーター制度＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、申請を受け付けています。（活動実施日：4月15日～3月15日）

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

※共同活動実施予定日の1か月前までに支援活動要請書を市町村に提出する必要があります。

【対象となる方】

中山間地域※の集落等

※地域振興法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法）、棚田地域振興法の指定を受けた指定地域と指定地域に準ずる地域として知事が定める基準（指定地域に地理的に隣接する等）に該当する特認地域

【支援内容】

・都市住民等からなる中山間応援サポーター※<sup>1</sup>を組織し、高齢化の進展等により、集落等の住民の労力では困難となる共同作業※<sup>2</sup>（草刈、収穫作業、伝統行事の開催等）をサポーターによるボランティア活動で支援します。

※1 県のホームページで募集・登録

※2 集落等が共同で行う活動とし、原則「集落等では実施が困難な活動」



ツツジの植栽  
(東峰村)



ススキの刈取り  
(添田町)

## <中山間応援サポーターによる支援までの流れ>

図1 中山間応援サポーター 体制図

関係者 役割	集落等 ・活動の要請 (共同活動・営農活動・イベント等) ※地域だけでは実施が困難な活動	市町村 ・要請活動の募集、審査 ・集落等との連絡、調整 ・活動報告	福岡県(農林事務所) ・要請活動の審査 ・各種報告	福岡県(農山漁村振興課) ・中山間応援サポーターHP、 SNS等運営 ・要請活動の集約及び情報発信 ・サポーターとの連絡、調整	中山間応援サポーター (都市住民等を対象に募集)
サポーターの登録					←
①要請 (様式第1号)	→				
②審査・依頼 (様式第2号)		→	→		
③参加募集					→
④参加申込み					←
⑤参加決定 (様式第3号)	←	←	←		
⑥連絡・調整	←	←	←		→
⑦実施	○	○		△ ※各市町村の1回目の 支援活動のみ参加	○
⑧報告 (様式第4号)		→	→		

- ①支援活動要請書の提出 (集落等 ⇒ 市町村)
  - ②支援活動の審査・依頼※ (市町村 ⇒ 県) ※実施予定の1カ月前まで
  - ③支援活動情報の配信 (県 ⇒ サポーター)
  - ④活動の申込 (サポーター ⇒ 県 ⇒ 市町村)
  - ⑤人数等を調整後、結果通知 (市町村 ⇒ 集落等) (県 ⇒ サポーター)
  - ⑥当日までの連絡・調整 (市町村 ⇒ 集落等) (県 ⇒ サポーター)
  - ⑦支援活動の実施 (集落等・市町村・サポーター)
- ※各市町村の年度1回目の支援活動のみ県は参加する。
- ⑧支援活動の報告※ (市町村 ⇒ 県) ※実施日の2週間後まで

### 【お問い合わせ先】

- ・ 最寄りの市町村
- ・ 最寄りの農林事務所 (農山村振興課、農山村・農業振興課)
- ・ 農山漁村振興課 中山間地域振興係 (TEL:092-643-3503)

## 野生鳥獣の侵入を防止する柵の整備を支援します

&lt;鳥獣被害防止総合対策交付金&gt;

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

## 【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は市町村協議会により異なります。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

## 【対象となる方】

鳥獣被害防止計画を策定し、協議会で侵入防止対策に取り組む市町村の耕作者  
(受益戸数3戸以上が要件)

## 【支援内容の紹介】

被害が発生している農地等を対象にワイヤーメッシュ、  
電気柵等の侵入防止柵の整備経費を助成します。

ワイヤーメッシュ

## &lt;対象地域・対象農用地&gt;

- ・被害防止計画が策定されている市町村
- ・鳥獣被害が発生している農地等

## &lt;補助率&gt;

- ・定額（資材費のみの交付）、または1/2以内（請負施行の場合）
- ※柵の種類や施工方法により上限単価が異なるため、個別にご相談ください。

## 【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農山村振興課、農山村・農業振興課）
- ・経営技術支援課 鳥獣対策係（TEL:092-643-3560）

## 【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金

農泊を核とした地域振興に取り組む活動を支援します

<魅力あふれる農泊推進事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、4月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

地域協議会等

（農林漁業者、市町村、J A、観光協会、直売所、商工会等で構成）

【支援内容】

・農泊を核とした地域振興に取り組む地域に対し、以下の取組を支援します。

- ① 独自プログラムの新規作成及び拡充
- ② プロモーションの実施
- ③ 受入れ家庭の拡大の取組
- ④ その他受入体制の充実に要するもの

・補助率：定額（上限50万円）

【お問い合わせ先】

・最寄りの農林事務所（農山村振興課、農山村・農業振興課）

・食の安全・地産地消課 地産地消推進係（TEL：092-643-3575）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

・農山漁村振興交付金



県内統一の  
農泊ロゴマーク

## 農業経営の改善を支援します

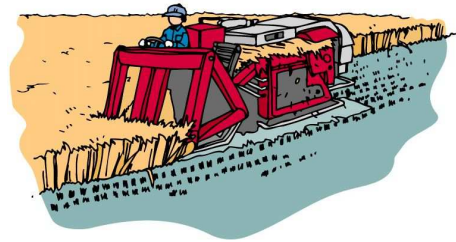
&lt; 農業制度資金 &gt;

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、借入申込を受け付けています。

※申込先は各融資機関となります。



【対象となる方】

農業者、認定農業者、認定新規就農者、農業参入法人 等

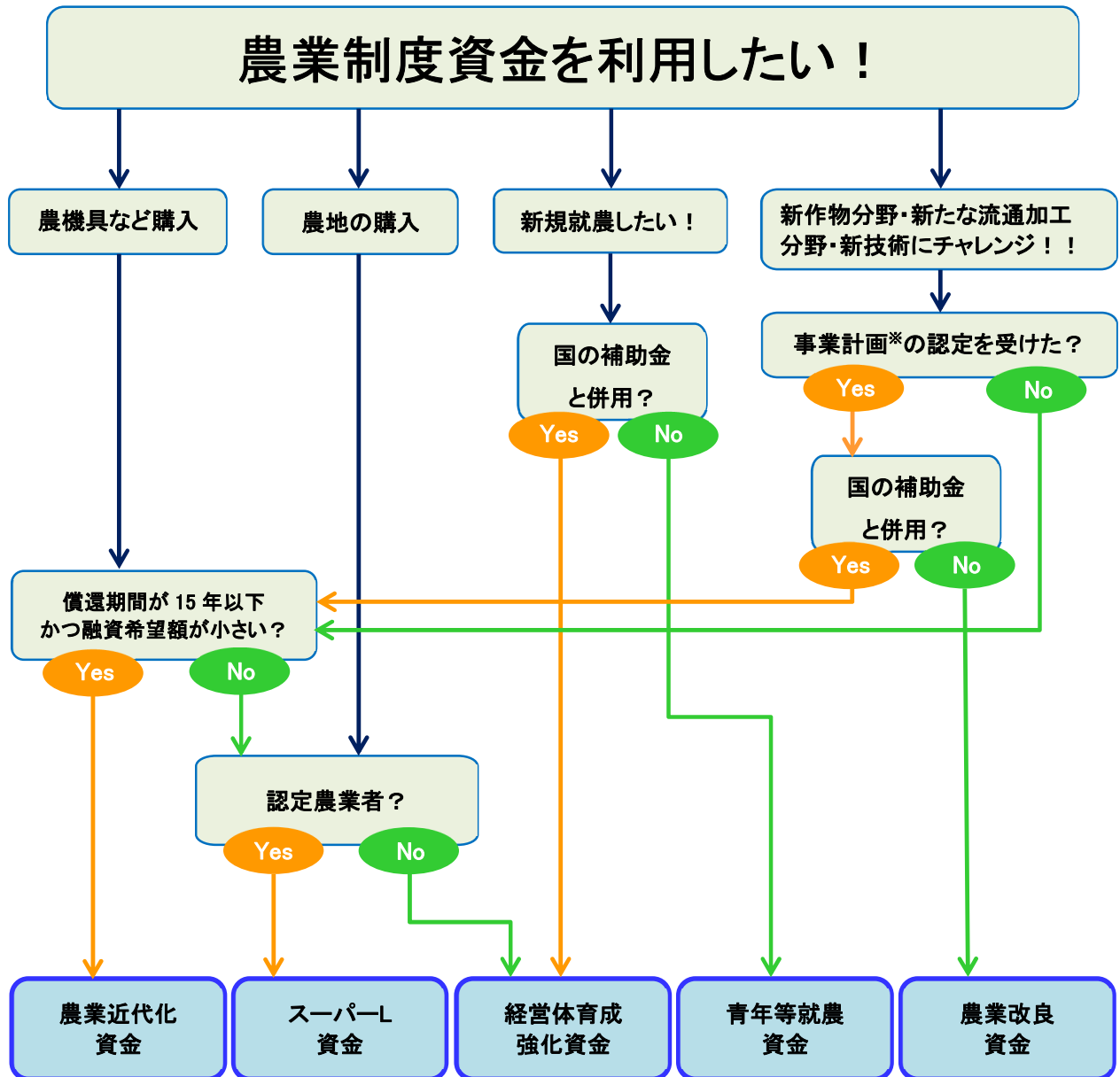
【支援内容】

- ・農業制度資金とは、農業者が農業を行うために必要な資金を融通する制度です。県では資金の借入手続等における指導や助言、利子補給を行っている資金もあります。

資金の種類	内 容	融資機関
農業近代化資金	農業経営改善のための最も一般的な制度資金	農協等
スーパーL資金	近代化資金より償還期間が長く融資額も大きい、認定農業者向けの資金	公庫等
青年等就農資金	新規就農者が、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械・施設の整備等の資金を借り入れる場合	公庫等
農業改良資金	新技術や新作物の導入等、新分野へチャレンジする場合	公庫等

※代表的な制度資金のみ紹介しています。制度利用にあたっては要件があります。

# 農業制度資金・簡単早見表



※農商工等連携促進法、六次産業化法、みどりの食料システム法などで規定された事業計画

## 【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
  - ・団体指導課 金融係（TEL：092-643-3480）
  - ・株式会社日本政策金融公庫福岡支店（TEL：092-451-1780）
  - ・最寄りの農業協同組合
- （URL：<https://www.jabankfukuoka.or.jp/link/index.html>）



災害や価格低下等による収入減少を補償します

＜収入保険＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

加入申請は、保険期間が始まる前の月までに行います。

保険期間は、個人の場合は1月から12月、法人の場合は事業年度の1年間です。

※申込先は、福岡県農業共済組合（NOSA I福岡）となります。

【対象となる方】

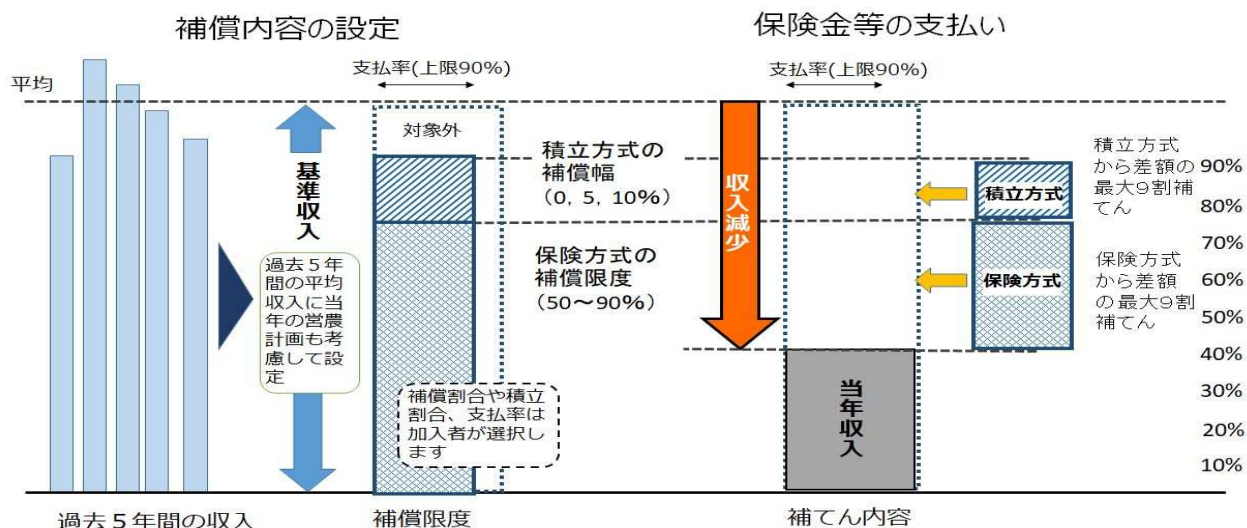
青色申告を行っている農業者

※1年以上の青色申告実績があれば加入できます。

（保険期間の前年1年分の実績があれば加入できます。）

【支援内容】

- ・自然災害だけでなく、市場価格の低下や保管中の倉庫浸水など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。
- ・農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象で、基本的に品目の限定はありません。
- ※簡易な加工品や、一部の補助金は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象のため除きます。
- ・農産物の販売収入の過去5年間の平均収入を基準収入とし、保険期間（1年間）の収入が基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割まで補てんします。



- ・掛捨ての「保険方式」と掛捨てとならない「積立方式」の組合せの補償を基本とします。
- ・農業者は、保険料、積立金及び事務費を支払います。
- ・保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助があります。
- ・保険料率は、補償限度80%の場合、1.498%となります。  
また、原則として、自動車保険と同じように、保険金の受取がない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
- ・補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することで、保険料を軽減することができます。
- ・収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

#### 【お問い合わせ先】

- ・最寄りの福岡県農業共済組合（NOSA I 福岡）  
(URL : <http://nosai-fukuoka.or.jp/>)
- ・最寄りの普及指導センター
- ・団体指導課 農業共済係 (092-643-3483)



## 39 野菜の価格低下に備えたい

野菜の価格が下落した時に、補てんが受けられます

<野菜生産出荷安定事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

今回は、令和9年度に令和10～12年度分の申請を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

県の指定する43品目の野菜の集団産地の出荷団体及び大規模生産者

※だいこん、かぶ、にんじん、キャベツ、レタス、リーフレタス、サラダ菜、ほうれんそう、しゅんぎく、ブロッコリー、セルリー、みつば、パセリ、アスパラガス、ふき、葉ねぎ、青ねぎ、白ねぎ、にら、こまつな、チンゲンサイ、なす、トマト、きゅうり、オクラ、スイートコーン、いんげん、えだまめ、おおば、菜の花、な花、ミニトマト、紅たで、ラディッシュ、赤しそ、えのき茸、しめじ、いちご、たまねぎ、カリフラワー、ごぼう、みずな、すいか

【支援内容】

- ・対象野菜の価格が著しく低下した場合に、補償基準額と平均販売価格（ただし、最低基準額を限度とする）との差額の一部を補てん金として受け取ることができます。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・園芸振興課 野菜係（TEL：092-643-3488）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・指定野菜価格安定対策事業
- ・特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

# 「お問い合わせ先」一覧

ご紹介した各種支援策について、ご質問がございましたら、下記までご連絡ください。(お問い合わせの際には事業名をお知らせください)

## <農林事務所>

福岡農林事務所			
農山村振興課	農業振興課	農村整備第1課	林業振興課
092(735)6123	092(735)6124	092(735)6128	092(735)6137
管轄市町村：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市			
朝倉農林事務所			
農山村振興課	農業振興課	農村整備第1課	林業振興課
0946(22)5342	0946(22)3179	0946(22)9769	0946(22)2731
管轄市町村：朝倉市、筑前町、東峰村、小郡市、大刀洗町、久留米市、うきは市			
八幡農林事務所			
農山村・農業振興課		農村整備課	林業振興課
093(601)3969		093(601)3970	093(601)5567
管轄市町村：北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町			
飯塚農林事務所			
農山村振興課	農業振興課	農村整備第1課	林業振興課
0948(21)4953	0948(21)4954	0948(21)4958	0948(21)4965
管轄市町村：飯塚市、嘉麻市、桂川町、直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、田川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町			
筑後農林事務所			
農山村振興課	農業振興課	農村整備第1課	林業振興課
0942(52)5108	0942(52)5105	0942(52)5168	0942(52)5188
管轄市町村：大川市、大木町、八女町、筑後町、広川町、柳川市、大牟田市、みやま市			
行橋農林事務所			
農山村振興課	農業振興課	農村整備第1課	林業振興課
0930(23)0381	0930(23)0383	0930(23)0378	0930(23)0387
管轄市町村：行橋市、苅田町、みやこ町、豊前市、吉富町、上毛町、築上町			

## ＜普及指導センター＞

<b>福岡普及指導センター</b>	092(806)3400
管轄市町村：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	
<b>北筑前普及指導センター</b>	0940(43)8833
管轄市町村：宗像市、古賀市、福津市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	
<b>朝倉普及指導センター</b>	0946(22)2551
管轄市町村：朝倉市、筑前町、東峰村	
<b>久留米普及指導センター</b>	0942(47)5101
管轄市町村：久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町	
<b>北九州普及指導センター</b>	093(601)8855
管轄市町村：北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	
<b>飯塚普及指導センター</b>	0948(23)4154
管轄市町村：直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町	
<b>田川普及指導センター</b>	0947(42)1428
管轄市町村：田川市、香春町、添田町、糸田市、川崎町、大任町、赤村、福智町	
<b>南筑後普及指導センター</b>	0944(62)4191
管轄市町村：大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、大木町	
<b>八女普及指導センター</b>	0943(23)3106
管轄市町村：八女市、筑後市、広川町、	
<b>京築普及指導センター</b>	0930(23)4215
管轄市町村：行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	

## ＜本庁・ガイド製作元＞

<b>農林水産部 農林水産政策課</b>	092(643)3468
----------------------	--------------